

**佐賀県教育委員会告示第2号**

佐賀県個人情報保護条例第41条第1項に規定する実施機関が定めるもの（平成17年佐賀県教育委員会告示第8号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二